

有機溶剤健康診断（有機溶剤中毒規則第29条）

一定の有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当核業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に次の健康診断を実施しなければなりません。

健康診断項目

【必ず実施すべき健康診断】

- 1
 - 一 業務の経歴の調査
 - 二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査（別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る）についての既往歴の検査結果の調査並びに第4号、別表下欄（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く）及び第5項第二号～五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
 - 三 有機溶剤による自覚症状又は他覚**症状と通常認められる症状の有無の検査**
 - 四 尿中の蛋白の有無の検査

※年2回の検査のうち、1回については医師の診断で省略することができます。省略する際には、下欄の省略要件により判断することになります。
- 2 事業者は、前項に規定するもののほか、第1項の業務で、別表の上欄に掲げる有機溶剤等に係るものに常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当核業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる項目について、医師による健康診断を行わなければならない。
- 3 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当核項目を省略することができる。
- 4 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。
 - 一 作業条件の調査
 - 二 貧血検査
 - 三 肝機能検査
 - 四 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）
 - 五 神経内科学的検査

※ 自覚症状又は他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

①頭重 ②頭痛 ③めまい ④悪心 ⑤嘔吐 ⑥食欲不振 ⑦腹痛 ⑧体重減少
⑨心悸亢進 ⑩不眠⑪不安感 ⑫焦燥感 ⑬集中力の低下 ⑭振戦
⑮上気道若しくは眼の刺激症状

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
エチレングリコールモノエチルエーテル、 エチレングリコールモノエチル、 エーテルアセテート、 エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル、 エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、 クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、 1,2-ジクロロエチレン 1,1,2,2-テトラクロロエタン		○		
キシレン、スチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン ノルマルヘキサン	○			
N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	○	○		
二硫化炭素				○

※尿中の代謝物の量の検査：右表参照

※肝機能検査：GOT、GPT、 γ -GTP

※貧血検査：血色素量、赤血球数

有機溶剤の種類	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
スチレン	尿中マンデル酸
1,1,1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2,5-ヘキサンジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物

○労働者が有機溶剤に著しく汚染され、または多量に吸入した時は速やかに医師による診察または処置を受けさせる

○健康診断の結果（個人票）を5年間保存

○健康診断の結果を労働者に通知

○有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）を労働基準監督署に提出